

体外受精・胚移植の見解における婚姻の確認

- 昭和58年 体外受精・胚移植に対する社会的認知度を考慮し、
被実施者の戸籍等による婚姻の確認が望ましい
- 平成18年 婚姻という表現は残すものの、戸籍等の婚姻を確認できる文書の提出を削除
—不妊治療を求める男女に改めて婚姻関係を確認することをしてこなかった
—臨床の現場で法的な意味での婚姻の厳密な確認を行うことには困難を伴う
—問診や調査をすることが個人のプライバシーの侵害の恐れがある
- 平成26年 婚姻しているを削除
—社会情勢の変化により夫婦のあり方に多様性がみられ、医療現場においては
社会通念上の夫婦においても不妊治療を受ける権利を尊重しなければならない
—被実施者は夫婦である必要性を残すことにより、婚姻しているという表現を
削除しても適切に実施できる

Cf. 平成25年9月の最高裁判所の違憲判決

平成25年12月の民法改正、非嫡出子の相続分が嫡出子と同等となる

生殖補助医療実施の婚姻に関する考え方の改定

「体外受精・胚移植に関する見解」

変更前

被実施者は**婚姻しており**、**拳児**を強く希望する夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする

変更後

被実施者は**拳児**を強く希望する夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする

「ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解」

変更前

胚の凍結保存期間は、**被実施者夫婦の婚姻の継続期間**であってかつ卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないこととする

変更後

胚の凍結保存期間は、**被実施者が夫婦として継続している期間**であってかつ卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないこととする